

要保存

家庭数

平成29年12月7日
横浜市立都田小学校
校長 鳴本 敏子

警報等発令時における児童の安全確保について

① 横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部)に、風水害等の「警報」が発令されたとき、Jアラートが発令されたとき

	状 況	対 応	備 考
在 宅 時	【暴風警報】 【大雪警報】 【特別警報】 【降灰予報】 が午前7時の段階で発令継続中の 場合 (大雨警報は休校ではありません)	【臨時休校】 ※その後、警報が解除されても登校の 必要はありません。	※警報等の発 令が予想さ れる場合は、 テレビ・ラジ オ等により、 情報を正確 に把握して ください。 ※急に「集団下 校」や「保護 者引き渡し」 を行う場合 があります ので、緊急連 絡先、非常時 児童引き取 り者名を担 任にお知ら せください。 ※大雪や大雨 等の影響に より、給食物 資の搬入が されない場 合は、給食を 実施せず午 前授業で下 校する場合 もあります。
	【暴風警報】 【大雪警報】 【特別警報】 【降灰予報】 が午前7時前に解除された場合	【登校について】 ※各家庭で登校の安全が確保されな いと判断した場合は、登校を見合わ せたり、学校を休ませたりして結構 です。その場合は、必ずその旨を学 校へ連絡してください。 遅刻・欠席の扱いにはなりません。	
	【暴風警報】 【大雪警報】 【特別警報】 【降灰予報】 が発令されていないが、登校の安全 が確保されない場合	【場合により登校時刻繰り下げ】 ※連絡予定時刻…午前7時30分	
	【Jアラート】 (ミサイル、テロなど) が発せられた場合	【登校について】 ※各家庭で登校の安全が確保されな いと判断した場合は、登校を見合わ せたり、学校を休ませたりして結構 です。その場合は、必ずその旨を学 校へ連絡してください。 遅刻・欠席の扱いにはなりません。	
在 校 時	【暴風警報】 【大雪警報】 【特別警報】 【降灰予報】 が発令された場合	【保護者引き渡し】または 【留め置き後集団下校】 ※メールにてその旨を連絡いたしま す。(速めの配信に努めますが、状 況によっては即時配信が困難と考 えられます。) ※警報の出ている間、建物の中で安全 を確保します。	
	【大雨警報】 【洪水警報】 が発令され下校の安全が確保でき ない場合		
	【Jアラート】 (ミサイル、テロなど) が発せられた場合		

☆警報などの発令状況は、テレビ・ラジオ等により、情報を正確に把握してください。

② 地震の「警戒宣言」が発令されたとき、また大規模地震（震度5強以上）が発生したとき

	状 況	対 応	備 考
在 校 時	【大規模地震警戒宣言】が発令された場合	【保護者引き渡し】及び 【学校留め置き】 ※保護者の方に引き渡します。 来校した折には、必ず担任にその旨を申し出てください。 ※保護者の方の引き取りが困難な場合は、あらかじめ申請のある代理人に引き渡します。 ※平成26年度より、授業中に震度5強以上の地震が発生した場合、キッズは開設しません。	※下校途中で の災害発生 時には、自宅 への到着確 認を学校で も行います。 知人のお子 さんを預か られた場合 は、何らかの 方法で学校 へもご連絡 ください。
	【大規模地震（震度5強以上）】が発生した場合		
	【中規模地震（震度5以下）】が発生した場合	【一時避難】または 【留め置き後集団下校】	
在 宅 時	【大規模地震警戒宣言】が発令された場合	【臨時休校】 ※その後、警報が解除されても登校の必要はありません。	

☆上記②の場合は、システムの障害でメール配信ができない場合がありますので、警戒宣言が発令されるか、震度5強以上の地震が発生した場合は電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

<「特別警報」とは>

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波、噴火などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守る行動をとってください。

【気象庁ホームページより抜粋】